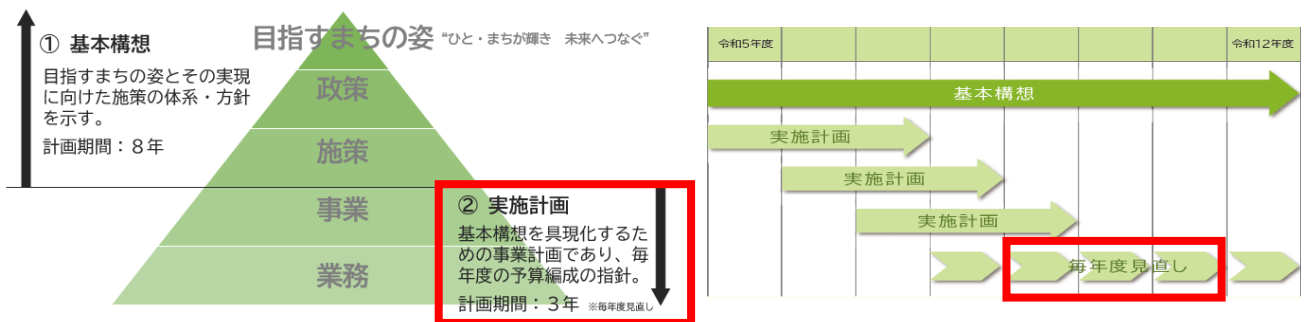


第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—実施計画（令和9年度～令和11年度）策定方針

1. 実施計画の位置付け

本市における総合計画は、座間市総合計画策定条例において最上位計画として位置付けられています。計画の構成は、目指すまちの姿とその実現に向けた施策の体系及び方針を示す**基本構想**並びに基本構想を具現化するための事業計画である**実施計画**の2層構造としています。

実施計画は、同条例で予算編成の指針とすると規定していることから、施策体系、施策体系外を問わず全ての事業が実施計画対象事業であり、今後3年間の事業の基本的な方向性を示すものと整理し、毎年度見直しを行い策定します。



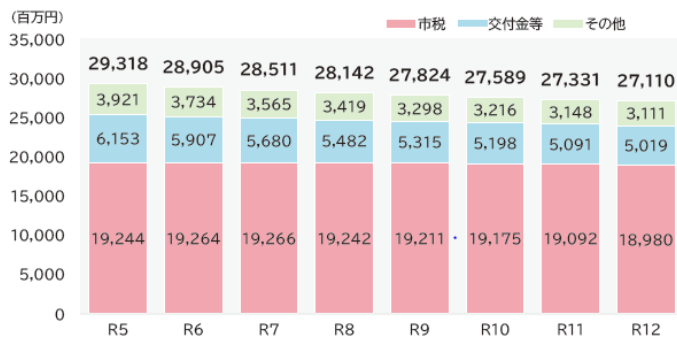
2. 実施計画（令和9年度～令和11年度）の策定にあたって

(1) ざま未来プランのこれまでの取組と成果

- 令和5年度を初年度とするざま未来プラン基本構想では、目指すまちの姿を「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」と定め、実施計画、予算及び決算が連動した進捗管理を行いながら、実現に向けた取組を進めています。
- ざま未来プランでは、子育て環境の充実や脱炭素社会の実現といった多面的、複合的な地域課題に対して、分野横断的に取り組む「輝く未来戦略」を推進しながら、基礎自治体として取り組むべき分野別の7政策と32施策を着実に進めることで、市民満足度の向上やまちづくり指標の達成に努めてきました。

(2) 行財政運営上の課題

- 食料品・エネルギー価格高騰、円安、賃上げを背景とする近年の物価高といった社会情勢の変化、高齢化の進行や公共施設の老朽化対策など地域課題への対応等に伴い、予算ベースで人件費、物件費、扶助費が増加しており、今後もその傾向が続くと見込んでいます。
- また、人口減少社会の到来により、本市では生産年齢人口の減少を見込んでおり、地域経済への影響や税収の減少等から、事業を実施するための財源確保が困難になることも予測しています。
- 歳出の増加と歳入の減少が見込まれる中、限られた経営資源で持続可能な行財政運営を行うためには、特定の分野や事業に経営資源を集中させるといった行政経営も必要です。



参考：一般財源等の推計[ざま未来プラン策定時]

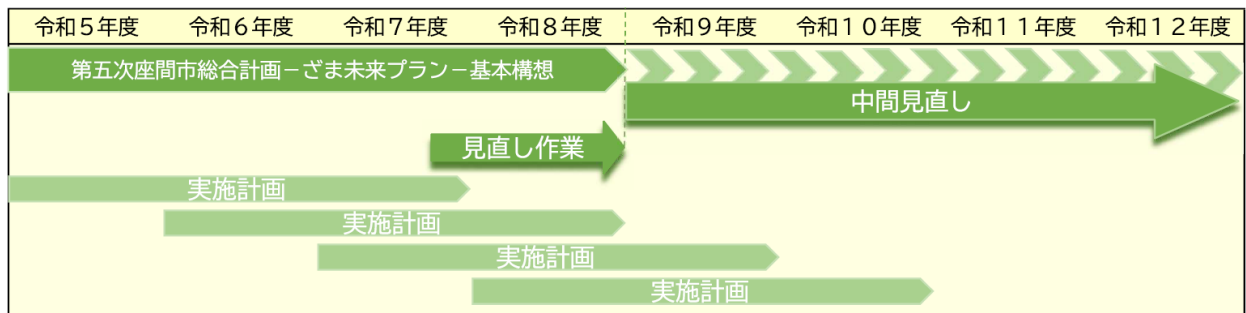
(単位:千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳入見込	51,869,031	51,740,662	51,711,753
歳出見込	53,304,582	52,731,933	52,995,393
財源不足	-1,435,551	-991,271	-1,283,640

参考：財政計画 [実施計画(令和8年度～10年度)策定時]

(3) 基本構想の計画期間及び中間見直しと連動した実施計画の策定

- 今回策定する実施計画は、基本構想（令和5年度～令和12年度）の後半にあたる令和9年度から令和11年度までの期間であり、令和12年度の目標達成を意識したまちづくりの方向性として示すものです。
- 本年度は、基本構想の中間見直しを行うため、中間見直しと連動した実施計画を策定し、計画全体の実効性を高める必要があります。
- これらを踏まえ、今回策定する実施計画は総合計画の計画期間という既成概念のもとで既存事業を単に積み上げるだけではなく、事業の点検及び精査を徹底し、これまでの成果と課題を振り返りながら、変化を恐れない大胆な思考を持って策定するものとします。



3. 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 政策・施策の目標達成に向けた事業計画

基本構想の実現に向けて、各政策・施策におけるこれまでの進捗状況、令和8年度当初予算や令和7年度決算見込額を十分に踏まえたPDCAを実践するとともに、社会情勢や地域課題の変化にも対応しながら、SDGsへの貢献を意識した事業計画を策定します。

(2) 輝く未来戦略による分野横断的な取組の推進

これまで、輝く未来戦略の視点を織り交ぜた分野別政策・施策における各事業を優先採択の対象としていましたが、基本構想の中間見直しを踏まえて対象事業を整理したうえで分野横断的に取り組むプロジェクトに位置付けます。

(3) EBPMの推進

- 事業の方向性は、市民ニーズや議会答弁、これまでの経験則に頼るのではなく、目的やゴールを明確化した上で客観的なデータや根拠に基づいて判断します。
- 特に、新規事業や行政サービスを拡充する事業は、事業効果を測るためのKPIを設定し、進捗管理及び効果検証を行います。

(4) 財源の確保、手法・手段の検討

- 新規事業や行政サービスを拡充する事業を計画する際、財源の全部又は一部を一般財源とする場合は、同じ施策内（所属内）又は政策内（部局内）の既存事業の効率化、統廃合、縮小などによる一般財源の確保を原則とします。
- 国県等の補助事業の活用、自治体クラウドファンディングの実施など、事業に必要な新たな財源の確保に努めるとともに、市民等との協働による課題への対応、分野横断的な事業統合など、事業実施の主体や方法も検討します。
- 一般財源のみで実施する市単独事業及び補助事業は、従前の継続状況や利用実績の多さのみを継続の根拠とすることなく、効果を検証し、事業規模の適正化や手段を見直します。

(5) 予算編成の指針

実施計画で示していない事業や新たな取組は、組織としてのコンセンサスが取れていないため、特別な場合※を除き予算化しません。

※特別な場合：実施計画策定後に生じた社会情勢の変化、法令改正、制度変更等の事情により、次期実施計画の策定前に対応する必要があり、次年度に予算計上する合理的かつ明確な理由が認められるもの

4. 策定スケジュール（仮）

年月		実施計画（令和9年度～11年度）	【参考】中間見直し
令和8年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> 策定作業開始 事業計画検討、作成 ↓ 内部調整 ↓ 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し案協議（庁内検討） ↓ 政策会議（見直し最終案） ↓ 公表 <ul style="list-style-type: none"> 審議会 ↓ パブコメ ↓ 議案提出 ↓ 審議
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

なお、スケジュールは現段階の想定であり、今後変更する可能性があります。